





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月21日(月) 号 外(第5号)

■ 目 次

~~:

規 則

- ○群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(デジタルトランスフォーメーション課)
- ○群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則(同)

2 2

規

則

める規則をここに公布する。 群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例の施行期日を定

令和二年十二月二十一日

群馬県知事 Ш 本

太

群馬県規則第八十九号

を定める規則 群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例の施行期

県条例第六十一号)の施行期日は、 :馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例 この規則の公布の日とする。 (令和二年群馬

に公布する。 群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則をここ

令和二年十二月二十 日

群馬県知事 Ш 本 太

群馬県規則第九十号 群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規 則

第一条 な事項を定めるものとする。 条例(令和二年群馬県条例第六十一号。 この規則は、群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する 以下「条例」という。)の施行に関し必要

(利用の承認申請)

第二条 条例第五条第一項の規定により、同項に規定する特定施設の利用の承認を得 時間利用又は ようとする者 (別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。ただし、条例別表に掲げる 一日利用に係る有料座席を利用しようとする者にあっては、この限り (以下「申請者」という。) は、官民共創スペース利用承認申請 書

(利用の承認)

認したときは、 るものとする。 知事は、 申請者に官民共創スペース利用承認書(別記様式第二号)を交付す 前条の規定による申請があった場合において、特定施設の利用を承

2 前項の承認書の交付を受けた者(以下「利用者」という。) するときは、当該承認書を職員に提示しなければならない。 は、 特定施設を利用

3 る登録証の提示を求め、 前条ただし書に該当する者の承認は、 確認することにより行うものとする。 職員が、当該者に対して、 知事が別に定め

(利用の変更又は取消し)

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、利用の変更又は取消 利用変更(取消し)承認申請書(別記様式第三号)を知事に提出しなければならな

第四条

利用者は、

利用の変更又は取消しをしようとするときは、官民共創スペース

承認したときは、利用者に官民共創スペース利用変更(取消し)承認書 第四号)を交付するものとする。 (別記様式 l

(使用料の納付期限)

第五条 ならない。 条例第十条に規定する使用料は、 知事が指定する期限までに納付し しなけ

(使用料の減免)

第六条 条例第十一条で定める特別の理由は次の各号に掲げるものとし、 より減免する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。 該理 由

一 条例別表に掲げる時間利用又は一日利用に係る有料座席を利用しようとする者 を除く。)、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園 が認めたものである場合 当該使用料の十分の四に相当する額 に規定する各種学校に在学する児童、生徒及び学生並びにこれに準ずる者と知

二 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が適当と認める額

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減免を決定した申請書(別記様式第五号)を知事に提出しなければならない。 2 前項第一号の使用料の減免を受けようとする者は、官民共創スペース使用料減 ときは、官民共創スペース使用料減免承認書(別記様式第六号)を交付するものと

(使用料の返還)

する。

第七条 条例第十二条ただし書に規定する利用者の責めに帰することができない理 (表) まてごう。 一日で、大人の場合は八百三十円を乗じて得た額(その額に百円人の場合は三百三十円を、法人の場合はいて利用することができた日の日数に、個におり特定施設を利用することができなくなった場合に返還する使用料の額は、既4七条 条例第十二条ただし書に規定する利用者の責めに帰することができない理由 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を控除した額とする。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、官民共創スペース使用 返還申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第八条 利用者及び第三条第三項の承認を受けた者は、 ればならない。 次に掲げる事項を遵守しなけ

引火性物品等の危険物を持ち込まないこと。

ے ک の施設、附属設備及び備品等を汚損し、 群馬県庁舎三十二階官民共創スペース(以下「官民共創スペース」という。) 又は毀損するおそれのある行為をしない

職員の指示に従うこと。

前三号に定めるもののほか、 知事が別に定める事項

この規則は、公布の日から施行する。
利用者は、官民共創スペースにおいて企画事業を実施するときは、前項各号及びで、次に掲げる事項を入場者に遵守させなければならない。
一 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙をしないこと。
(管理の細則)
(管理の細則)
(管理の細則)
(管理の細則)
(管理の細則)
(管理の細則)

別記様式第1号(規格A4) (第2条関係)

	官民共	創スペー	-ス利用	承認申請書				
						年	月	日
群馬県知事あて								
	申請者	住	听					
			名					
		電話番	号					
		法人に	あってに	は、所在地、名	称及び代表	者の氏	名	
次のとおり利用の承認を申請	青します。							
なお、利用に際しては、群馬		皆官民共和	削スペー	-スの設置及び	管理に関す	る条例	及び群馬	馬県庁舎
32階官民共創スペースの設置	置及び管理に	関する条件	列施行 規	見則に従います	0			
区 分				利用希望日	1			
□ 有料座席		年	月	目から	年	月末	日まで	
(1月利用(個人))				翌月以降の自動	更新を希望			
□ 有料座席		年	月	目から	年	月末	日まで	
(1月利用(法人))				翌月以降の自動	更新を希望			

別記様式第2号(規格A4) (第3条関係)

	官民共創スペース利用承認書			_	
様			年	月	日
		群馬県知	事		
年 月 日付承認します。	ナで申請のあった官民共創スペースの特定施設	その利用につ	oいては	、次の)とおり
区 分	利用日				
□ 有料座席 (1月利用(個人))	年 月 日から □ 翌月以降自動		月末日	まで	
□ 有料座席(1月利用(法人))	年 月 日から □ 翌月以降自動		月末日	まで	

養式第3号(規格A4)(第	4条関係)		
官	民共創スペース利用変更(取祚	肖し)承認申請書 年	月 日
群馬県知事 あて			
	申請者 住 所 氏 名 電話番号 法人にあっては	、所在地、名称及び代表者の日	毛名
年 月 日付い 変更(取消し)の承認を申記		ースの特定施設の利用について	て、次のとお
区 分	変更前	変更後	
有料座席 1月利用(個人))	年 月 日から 年 月末日まで □ 翌月以降自動更新	年 月 日から 年 月末日まで □ 翌月以降自動更新	□ 取消し
有料座席 1月利用(法人))	年 月 日から 年 月末日まで □ 翌月以降自動更新	年 月 日から 年 月末日まで □ 翌月以降自動更新	

別記様式第4号(規格A4)(第4条関係)

	官民共創スペース利用変更(取消し) 承認書 年	月日
様			
		群馬県知事	
年 月 日付にては、次のとおり承認します。	けで申請のあった官民共創スペ	ースの特定施設の利用の変更	(取消し) につい
区分	変更前	変更後	
□ 有料座席 (1月利用(個人))	年 月 日から 年 月末日まで □ 翌月以降自動更新	年 月 日から 年 月末日まで □ 翌月以降自動更新	□ 取消し
□ 有料座席 (1月利用(法人))	年 月 日から 年 月末日まで □ 翌月以降自動更新	年 月 日から 年 月末日まで □ 翌月以降自動更新	

別記様式第5号(規格A4) (第6条関係)

		官民共和	創スペ [、]	ース使用	料減免	申請書				
群馬県知事	あて							年	月	目
#12.32112.m.3										
		申請者	,	,. ·						
			氏電話	名 釆号						
			HE HIL	ш /Л						
次のとおり使用料	・の減免の承認	恩を申請しる	ます。							
減免申請の理由	□ 群馬県 第1項第1		皆民共	は スペー	ースの設	置及び管理	里に関する	る条例施	近行規則	則第6条
※ 申請に当たって	は、次の内容	ずを確認の_	Ŀ、□l	こレを記	入してく	ださい。				
(使用料の減免)										
第6条 条例第11			は次の	各号に掲	げるもの	のとし、当	該理由に	より減	免する	額はそれ
ぞれ当該各号に定 一 条例別表に掲			利田だん	医ス右乳	広度の1	田老が	学校教育	注 (四:	和りり	在注律節
26号)第1条										
34条第1項に	規定する各種	重学校に在学	学する	児童、生	徒及び	学生並びに	これに準	ずる者	と知事	が認めた
<u>ものである場合</u>	当該使用#	外の10分の	の4に	相当する	額					

別記様式第6号(規格A4) (第6条関係)

				官民共創スペース使用料減免承認書	月	日
			杉			
				群馬県知事		
認しま	年 す。		月	日付けで申請のあった官民共創スペースの使用料の減免については、	次の	とおり承
減免	0	理	由	群馬県庁舎32階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則 第1号に該当	第6	条第1項

別記様式第7号(規格A4) (第7条関係)

		官民共創	リスペ	ース使用	料返還申	請書	ŧ					
群馬県知事	あて									年	月	日
		申請者	氏 電話	所 名 番号 にあって	な、所名	E地、	名称	及び什		の氏名	Ż	
次のとおり使用料の	の返還を申請し	ます。										
利 用 承 認 日					年	月		日				
納 付 日					年	月		月				
返還申請期間		年		月	日から		年	月	l	日音	まで	
返還申請理由												
添付書類	使用料の領収	Z書										
	金融機関名											
	本支店名											
返還金受取金融機関	口座番号	普通・当	 									
	カタカナ											
	口座名義人											

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111